

# 災害時における施設利用に関する協定書

新潟県三条市

株式会社ニューアサヒ



## 災害時における施設利用に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と株式会社ニューアサヒ（以下「乙」という。）は、災害時における施設利用について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三条市内で地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な火災等が発生した際に、自家用車等による避難者（以下「避難者」という。）の安全確保のため、甲の要請により乙が第2条に定める乙の店舗（以下「乙の施設」という。）提供の協力に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙の施設は、次のとおりとする。

店舗名	VEAM 燕三条店
所在地	新潟県三条市須頃3-61
構造等	鉄骨造
一時避難場所	別添区画図に示す駐車場のうち、店舗の利用客等が使用していない区画
使用可能施設	トイレ、水道施設他

2 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- (1) 乙の施設の駐車場の一部を、避難者の一時避難場所として甲に提供すること。ただし、乙の施設の利用客等の駐車を妨げないものとする。
- (2) 避難してきた避難者に対し、乙の施設の設備が使用可能な場合、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は協力要請をする場合、乙に対して、原則として書面により協力の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、本協定に基づき可能な範囲で協力を努めるものとする。

（進捗状況の報告）

第5条 乙は、協力に当たり、適宜その進捗状況について甲に報告するものとする。

（施設変更の報告）

第6条 乙は、乙の施設の増改築等により、面積や使用可能施設等に変更が生じた場合又は何らかの事情により乙の施設の利用が不可能となる場合は、甲に報告するものとする。

（避難者の誘導）

第7条 乙は、避難者に対し、乙の施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 災害時における乙の施設の使用料は無料とする。

2 避難者が、乙の施設又はその設備器具等を滅失又は毀損した場合には、甲が原状回復を行うものとする。ただし、原因者が不明なときは、甲乙協議の上、費用負担について取り決めるものとする。

3 乙は、甲に対して、甲が本協定に基づき乙の施設を利用することによる営業上の損失補償は求めないものとする。

(利用期間)

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、第3条の協力要請をした日から7日以内とする。ただし、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第10条 甲は、乙の施設の利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡するものとする。

(事故等に関わる責任)

第11条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定に基づき乙の施設を使用する避難者及び甲の職員による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第12条 乙の所有する食料、飲料及びその他備品等を、乙の判断及び負担において提供できるものとする。

(情報交換)

第13条 甲及び乙は、平時から相互に連絡を取り合うための連絡責任者及び担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先や連絡手段等を互いに通知する。また、これらの事項を変更するときは、直ちに相手方に通知する。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協定期間)

第15条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する3か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の意思表示が無い限り、1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年1月15日

甲 新潟県三条市旭町二丁目3番1号  
三条市

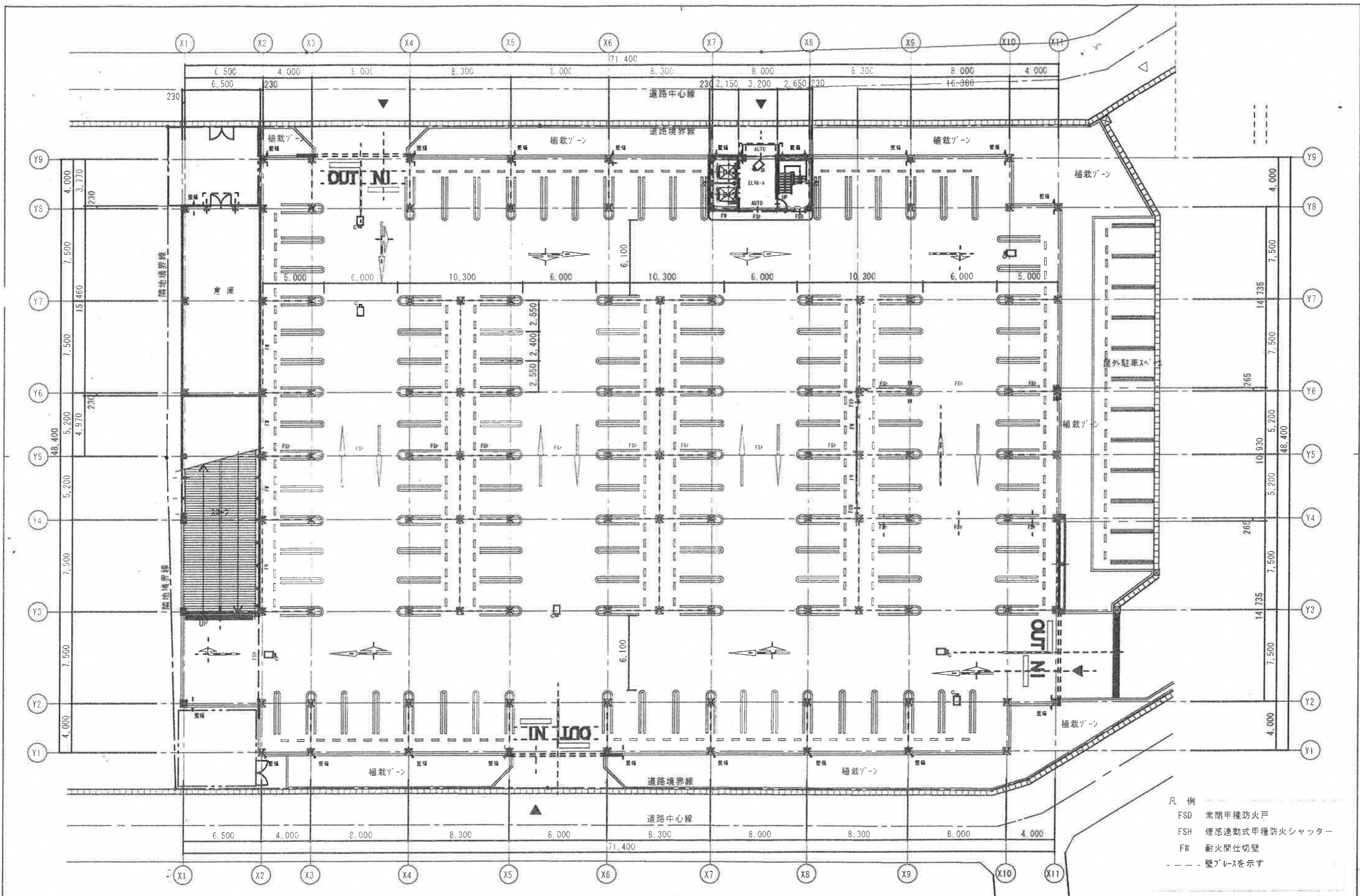
代表者 三条市長

滝 沢 亮

乙 新潟県三条市横町一丁目7番1号  
株式会社ニューアサヒ

代表取締役社長

佐 藤 正 明



- 凡例
- FSD 常閉甲種防火戸
  - FSH 煙感連動式甲種防火シャッター
  - FW 耐火間仕切壁
  - 壁ブレースを示す

記	---
事	---

**ARC** ARCHITECTURE & RESEARCH CO., LTD. 株式会社アークビル 一級建築士事務所

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 アークビル 5F

TEL: 03-5561-3111 FAX: 03-5561-3112

代表取締役 大庭登雄 監事 大庭隆夫

縮尺 S=1:200

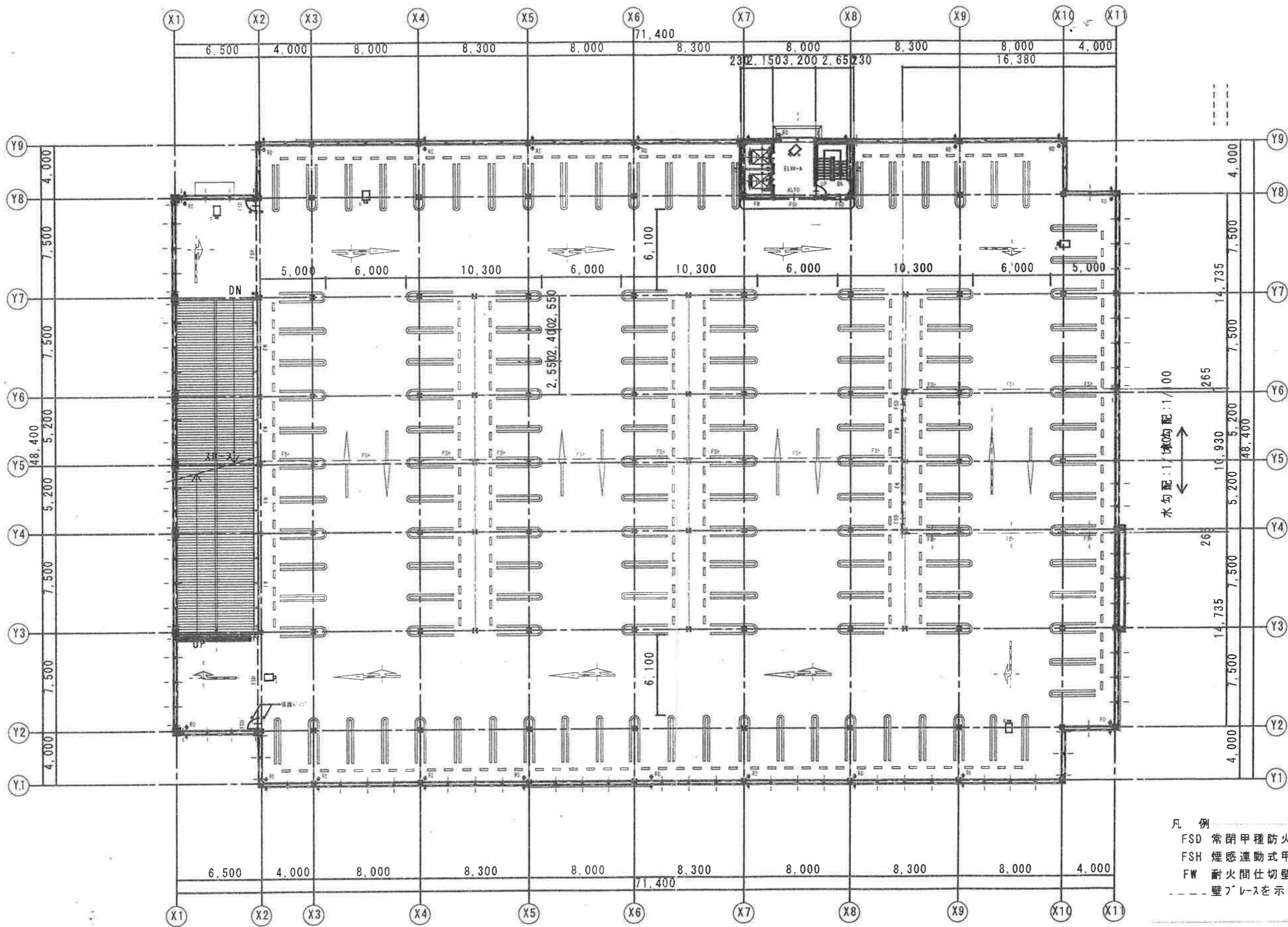
作成年月日 H.12.05.12

工事名称 (仮称)スーパーマーケットVEAM三条店 新築工事 立体駐車場

図面名称 1階平面図

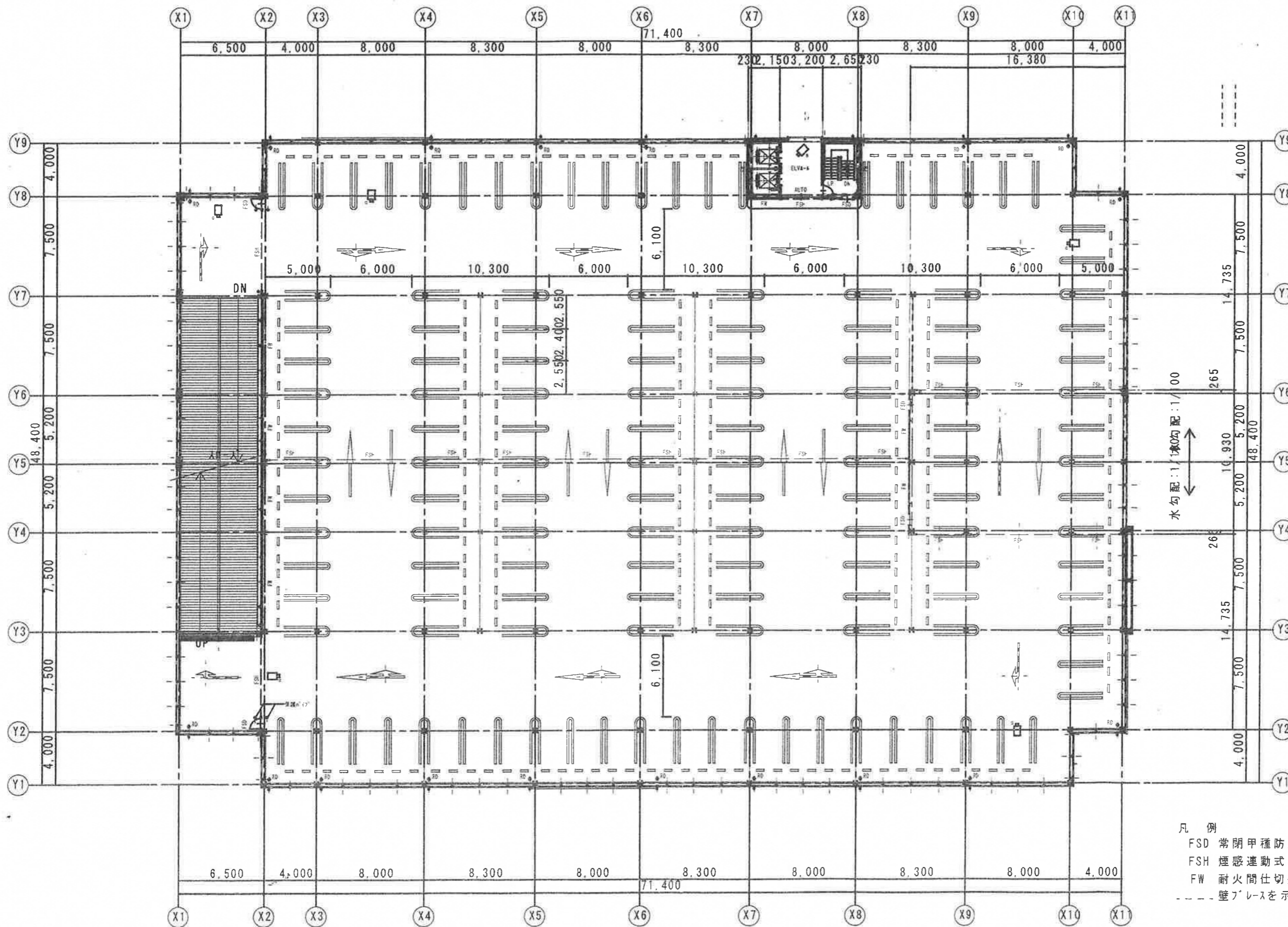
図面番号





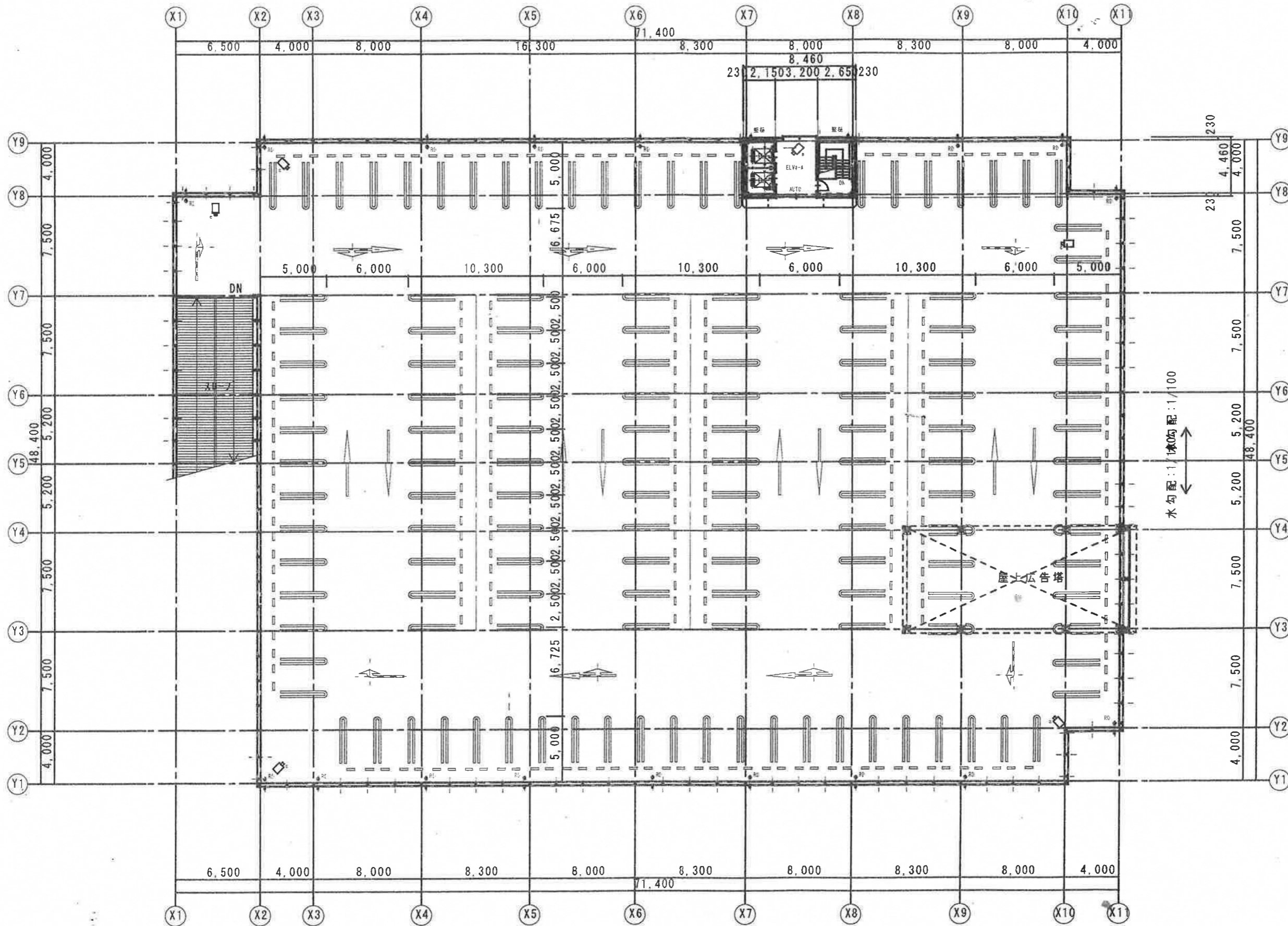
- 凡例
- FSD 常閉甲種防火戸
  - FSH 煙感連動式甲種防火シャッター
  - FW 耐火間仕切壁
  - 壁ブレースを示す


記事	-----	株式会社 <b>アールシー</b> 一級建築士事務所 <small>〒685-0825 大阪府堺市東区大正 1-1-1</small>	縮尺 S=1:200 作成年月日 H. 12. 05	工事名称 (仮称)スーパ-ハ-チンヨVEAM三条店 新築工事 図面名称 2階平面図	図面番号 立体駐車場棟
	-----				



- 凡例
- FSD 常閉甲種防火戸
  - FSH 煙感連動式甲種防火シャッター
  - FW 耐火間仕切壁
  - 壁ブレスを示す





記 事	-----	 株式会社 <b>アールシー</b> 一級建築士事務所 <small>〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 丸の内ビルディング 607号</small>	縮尺 S=1:200 作成年月日 H.12.05	工事名称 (仮称)ス-P'-ハ'チソVEAM三条店 新築工事	図面番号 立体駐車場棟
	-----			図面名称 R階平面図	